

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案 概要

独立行政法人制度改革の方針

無駄を排除しつつ法人の政策実施機能を最大限発揮させるため、現行独立行政法人制度を抜本的に見直し、新たな行政法人制度を構築

- 事務・事業の特性に着目したガバナンスを導入
- 新たな行政法人制度にふさわしい規律を整備

1 新たな行政法人制度の創設

- ・ 「独立行政法人」制度を廃止し、「行政法人」制度を創設
- ・ 「行政法人」を、法人の事務・事業の特性、国の関与の在り方等に着目し、「中期目標行政法人」と「行政執行法人」に分類

2 組織規律

- ・ 主務大臣に法人の違法行為の是正命令権を付与
- ・ 監事・会計監査人の調査権限を付与
- ・ 適正な業務運営に係る役員の義務と責任を明記
- ・ 役員任命に当たり原則として公募を実施
- ・ 役職員の再就職規制を導入

3 財政規律

- ・ 運営費交付金の適切な使用に係る責務を明記

4 一貫性・実効性のある目標・評価の仕組み

- ・ 政策責任者たる主務大臣が、法人の目標設定から評価まで一貫して実施
- ・ 中期目標期間終了時に法人の存廃を含め業務・組織を全般的に見直し

5 国民目線での第三者機関のチェック

- ・ 総務省に行政法人評価制度委員会を設置（委員は内閣総理大臣任命）。
委員会は、中期目標・評価、中期目標期間終了時の見直し内容等を点検（主務大臣への勧告、内閣総理大臣への意見具申）

6 関係法律の整備

- ・ この法律の施行に伴う関係法律の整備については、別に法律で規定

7 施行日

- ・ 原則として公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日